

## 都城工業高等専門学校合理的配慮検討部会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城工業高等専門学校教務委員会規則第9条の規定に基づき、都城工業高等専門学校合理的配慮検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 合理的配慮の方針等に関する事
- (2) 合理的配慮のための実施体制、実施計画、実施方法及び実施内容等に関する事
- (3) 合理的配慮を必要とする学生等の把握に関する事
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事
- (5) 部会が所掌する事項に係る自己点検評価及び改善に関する事
- (6) その他合理的配慮に関する事

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 当該学生が本科生の場合は在籍する学科長及び学級担任、専攻科生の場合は専攻科長及び専攻主任
- (3) 学生相談支援室長
- (4) 校長が特に必要と認めた者

(部会長)

第4条 部会長は、教務主事をもって充てる。

2 部会長に事故等があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第5条 部会は、部会長が必要と認めた場合に開催する。

(報告)

第6条 部会長は、部会の議事内容等を教務委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第8条 部会の審議内容は、当該事案に係る必要最小限度の教職員のみが共有することとし、情報の取扱い及びプライバシー保護に十分留意し、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 部会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年1月13日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年6月17日から施行する。